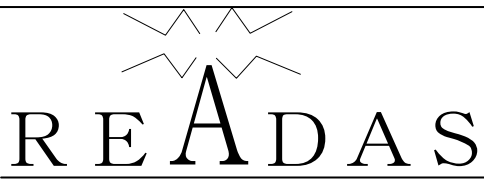


第 6041 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 9月13日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 養老保険から定期保険に転換した場合

Q：当社は、養老保険に加入していますが、死亡保障を厚くするため、養老保険を定期保険に変更しようかと思っています。この場合、どのような取扱いになりますか？

A：次のような取扱いになります。

【解説】

生命保険契約は、契約者の申し出により、従来の契約を新しいものに切り替えることができます。この制度を「保険契約の転換」と呼んでいます。

養老保険のように満期保険金が支払われる保険契約を、満期保険金の無い定期保険に転換した場合は、その時点で従来の保険契約について精算があったものとみなされることから、資産に計上している既払の保険料のうち、新契約の責任準備金に充当される部分の金額は、新契約の保険料として取り扱われることとなります。

一方、会社が契約する定期保険の支払保険料は、保険期間の経過に応じて、損金の額に算入することとされています。

これらのことから、保険積立金のうち新契約の責任準備金に充当される部分は期間の経過に応じて損金の額に算入し、それ以外の部分の金額は、転換があった事業年度の損金の額に算入することになります。

